

NHK と業務委託契約を締結

■ NHK の受信料支払負担が軽減されます

去る本年1月に(一社)日本自動車旅行ホテル協会は、日本放送協会（NHK）と放送受信料の契約取次・収納業務委託に関する業務委託契約を締結いたしました。この業務委託契約は、本来、NHK が各ホテルと直接、受信契約しているものについて、放送受信料の契約・収納業務を日本自動車旅行ホテル協会が代行する（業務を受託する）もので、全旅連・シティホテル連盟など、全国的な組織活動を行なっている業界団体を対象に締結されています。当協会もこの一員になるべく昨年より交渉を重ねてまいりましたが、レジャーホテル関連の全国組織としてはじめて業務委託団体として認められました。正会員の皆さまのところにはすでに協会事務局から NHK との契約書が郵送されていることと思います。

この業務委託契約では、会員の皆様にとって、通常の実業所割引（2 契約目以降半額・最大 50%割引）に加えて、さらに 13%を日本自動車旅行ホテル協会が負担しますので、いっそうの負担軽減が図られています。すでに全旅連や全日本シティホテル連盟などを通じて、多くのビジネスホテルや旅館などはこの仕組みで NHK の受信料を支払っています。これまで我々のレジャーホテル関連では、それらの窓口が十分ではありませんでしたが、この契約によって当協会が正会員の皆様にできる最低限のインフラを整えることができたのではないかと考えております。ちなみに、この仕組みの適用は、当然のことながら協会の正会員のホテルのみが対象になっており、非会員のホテルがまとめ支払を希望しても適用されることはありません。

さて、先ほど当協会は NHK との受信契約を取り次ぎすると申し上げましたが、これは決して正会員のホテルに NHK との受信契約を強要するというものではありません。契約するかどうかは、あくまで個々の経営者の判断であり、協会は受信契約をする際の優位な条件を整えたにすぎないと考えてください。したがって NHK と受信契約を結ぶかどうかの判断は、各ホテル様で行ってください。ただし、当協会の基本的な考えを申し上げますれば、NHK との受信契約はホテルとして結ぶべきものであり、今後のトラブルを避けるためにも速やかに受信契約を結んでいただきたいと思いますと考えております。たしかに、これまで NHK の受信料を払ってこなかったり、部屋数を制限するなど格安の条件で契約をされてきているなどしていれば、正規の受信契約を結ぶことによってコストアップにつながる可能性は大いにあろうかと考えられます。しかし、NHK の体制も以前とは異なり、料金の未徴収という不平等感をなくそうと現在ローラー的な受信契約の推進を展開しているのはご高尚の通りであり、悪質なケースにおいては訴訟も辞さないという

これまでになかった強い姿勢で展開をされているようです。こうしたリスクや背景を考えますと、今後は正規の受信契約をできるだけ安く加入するという考え方の方がより現実的ではないかと当協会としては考えております。

これまで受信契約を結んでいたホテルも、今後は受信契約を結ぼうと考えているホテルも、先日事務局より送らせていただいた申込み書に必要事項をご記入いただき事務局にご返送いただければ、4月より当協会がまとめ支払のスキームに則った事業所割引料金にて受信料をお預かりし、まとめてNHKに支払うという形態に移行することになります。なお、これまでの支払方法からの変更は自動的になされますので二重払いの心配はございません。4月からまとめ支払に移行するためには、事務局の取りまとめが必要となるため、3月31日までに申込み書をご返送いただきたいと考えております。どうか皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

NHKの放送受信料の支払い例

20室の客室で衛星放送の契約を行いまとめ払い（12か月前払い）を行う場合
所定の放送受信料 $25,320 \text{ 円} \times 20 \text{ 契約} = 506,400 \text{ 円}$ ①

NHKによる事業所割引 $\Delta 12,660 \text{ 円} \times 19 \text{ 契約} = \Delta 240,540 \text{ 円}$ ②
(2契約目以降半額)

当協会による業務委託加入 $\Delta 3,291 \text{ 円} \times 20 \text{ 契約} = \Delta 65,820 \text{ 円}$ (①×13%) ③

支払い金額 200,040 円 (①に対して60.5%割引)

本件についての問い合わせ

(一社)日本自動車旅行ホテル協会 事務局 TEL 03-6261-2183

消防庁の適マーク表示制度が今夏、開始予定

福山でのホテル火災事故は皆様の記憶にも新しいことと思いますが、総務省消防庁より協会にいただいた情報によりますと、本年8月に開始予定で、消防法令のほか、重要な建築構造等の基準に適合しているかどうかを審査し、適合されている施設を利用者に開示する「表示制度」が導入されることになりました。この制度の対象となるホテルは、3階建て以上で収容人員が30名以上のホテルとなっており、一定の基準に適合していれば表示マーク（銀）

(有効期間1年)が公布され、3年継続して適合基準に達していると表示マーク(金)(有効期間3年)が公布されるというものです。交付を受けた場合、その情報を建物やホームページ等に掲示して防火安全情報をお客様に提供することが可能となります。

これは義務ということではなく、任意のPR目的を主にしているとみられ、その審査は、本年4月1日より受付が開始されるということです。この適マークを交付される基準がどの程度厳しいものなのかなど、現段階では不明点も多々あり、今後この制度が定着するのかはまだわかりませんが、当協会といたしましては、火災事故を絶対に起こしてはいけないとの大原則の下、適マークの取得を推進し、積極的な情報開示を行っていきたくと考えております。なお、リーフレットを添付しますのでご参考にいただき、詳しくは所轄の消防機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

ホテル・旅館等に対する「表示制度」が開始されます。

消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」が開始されます。(平成26年4月1日から受付・審査)

3年継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(金)」(有効期間3年間)が交付されます。

表示マーク(銀)	表示マーク(金)
年月 表示基準適合 〇〇消防本部	年月 表示基準適合 〇〇消防本部

表示制度とは

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して、消防機関から表示マークを交付する制度です。

対象となる建物は

3層建て以上で収容人員が、30名以上のホテル・旅館等(複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む。)が対象です。*

*表示開始時期や対象となる建物は、消防機関によって異なる場合がありますので、お近くの消防機関にお問い合わせください。

詳しくは所轄の消防機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。